

農業公園指定管理者募集要項における質問及び回答

質問	回答
○様式第2号 事業計画書について	
「2主要株主・出資(出損)者」について、代表となる法人のみの記載で良いか。	複数の事業者で共同で申請いただく場合は、構成される全ての事業者について個々に記載してください。
「3事業経歴」について、「(1)受託事業部門」「(2)その他の部門」とは具体的に何を指すのか。	公の施設の指定管理の受託実績のうち、(1)受託事業部門とは、農業公園や農福連携に関する事業を受託した実績を、(2)それ以外の業務とは(1)受託事業部門以外の業務の受託実績について記載してください。
「3事業経歴」について、実績は代表となる法人以外に参画法人の実績を記載して良いか。	実績は代表となる法人以外に参画法人の実績を記載していただいてもかまいません。
「7府施策との整合について」の「(2)就職困難者等の雇用・就労支援の実施について」①各種就労支援事業を活用して雇用した人数等は、代表となる法人以外に参加法人の実績を記載して良いか。	代表となる法人以外に参加法人の実績を記載していただいてもかまいません。
「7府施策との整合について」の「(2)就職困難者等の雇用・就労支援の実施について」①各種就労支援事業を活用して雇用した人数等で、雇用予定者数は農業公園の指定管理に係る雇用予定に加えて、代表となる法人及び参加企業が雇用する予定を記載して良いか。	「就職困難層への雇用・就労支援」については、指定管理者の構成員による雇用なので、代表企業だけでなく参加企業による雇用も可です。なお、「就職困難層への雇用・就労支援」と「知的障がい者等の現場就業」に関して、同一人物を重複して提案することは認められませんので、ご注意ください。
「7府施策との整合について」の「(2)就職困難者等の雇用・就労支援の実施について」①各種就労支援事業を活用して雇用した人数等で、地域就労支援センター等の各センターの利用証明は、雇用者に利用の有無を確認し、利用証明書の提出を求めるのか。	農業公園指定管理者への申請者(共同体含む)が地域就労支援センター等の利用の実績または利用予定がある場合は記載してください。地域就労支援センター等の利用して雇用した実績がある場合は利用証明書(整理番号の記載があるもの)を併せて提出してください。
「7府施策との整合について」の「(2)就職困難者等の雇用・就労支援の実施について」①各種就労支援事業を活用して雇用した人数等で、参画法人に就労継続支援事業所を含む場合、当該事業所での障がい者等の雇用実績及び予定として記載して良いか。	応募者が地域就労支援センターを利用して雇用している場合、その雇用者(労働者)に地域就労支援センターで利用証明書を発行してもらい、それを提出していただくことになります。
「7府施策との整合について」の「(2)就職困難者等の雇用・就労支援の実施について」①各種就労支援事業を活用して雇用した人数等で、参画法人に就労継続支援事業所を含む場合、当該事業所での障がい者等の雇用実績及び予定として記載して良いか。	当該事業所での障がい者等の雇用実績及び予定は、事業計画書中「7 府施策との整合について」に実績、及び予定として記載してください。
「7府施策との整合について」の「(2)就職困難者等の雇用・就労支援の実施について」④知的障がい者等の清掃現場就労への取組みについて」に記載されている「委託先での雇用を予定」とは、具体的にどのような状態を指すのか。	清掃業務等を第三者へ委託する場合で、その委託先が知的障がい者等を雇用し、業務に従事させることを想定しています。
○様式第3号 収益計画書について	
「総括予定事業収支計算書」と「総括予定損益計算書」、「予定事業収支計算書」と「予定損益計算書」の記載内容は同一となるのか。	収支計算書はキャッシュベースの収支見込みを記載、損益計算書はキャッシュ及びキャッシュ以外の費用(例. 減価償却費など)や収益も含めて記載してください。
○様式第4号 管理体制計画書について	
「5業務の外注計画」の備考欄には、外注先の従業員の継続雇用、労働関係法令順守の担保方策等について記載することとされているが、外注先の企業等に対してどのような働きかけを想定しているのか。	どのようにして外注先の従業員の継続雇用を促すか、また、どのようにして労働関係法令を遵守させるかについて、申請者が考えている具体的な手法を記載してください。
○募集要項p.29の審査基準について	
審査基準中、「ネーミングライツ等による収入確保の実施」が評価項目とされているが、ネーミングライツを導入すれば4点と評価されるのか。また、ネーミングライツ以外に加点されるのはどのような場合か。	ネーミングライツを導入については、導入することだけでなく、その名称が施設の事業内容のわかりやすさ、名称変更によって得られる知名度アップ効果や利用者の増加効果などを評価することを想定しており、名称も含めその内容を採点し、最大4点満点で評価します。なお、ネーミングライツ等となっておりますが、本案件についてはネーミングライツ以外の加点はありません。